

幕別町応援大使を活用した賞状等のデータ使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賞状、記録証又はこれに類して授与する書状（以下、「賞状等」という。）のデザインに幕別町応援大使（以下「応援大使」という。）を活用することにより、賞状等を授与する事業の奨励を図るとともに、応援大使の更なる魅力発信及び応援大使の認知度向上を目的として、賞状等のデザインのデータ（以下「データ」という。）を使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(データ)

第2条 データは、別図第1及び別図第2のとおりとする。

(使用する者の範囲)

第3条 データを使用することができる者の範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 事務所又は活動拠点等が幕別町内にあり、規約、会則等の定めがある団体
- (2) 幕別町内を開催地として、次条第1号に規定する事業を実施する団体で、規約、会則等の定めがあるもの
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(使用対象事業)

第4条 データを使用することができる事業は、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 教育、福祉、文化、芸術若しくはスポーツに関する事業又はこれらに類する事業で、幕別町における当該事業の向上普及に寄与すること。
- (2) 営利を目的としたものでないこと。
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(使用申請及び許可)

第5条 データを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、幕別町応援大使賞状等データ使用申請書（様式第1号）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 町長は、申請に基づきこれを審査し、適正と認めた場合は幕別町応援大使賞状等データ使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料等)

第6条 データの使用料は、無料とする。ただし、用紙等の経費については、前条第2項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外の使用及びその使用について第三者に譲渡又は転貸してはならない。

2 使用者は、応援大使のイメージを損なわぬよう責任をもって使用しなければならない。

3 使用者は、データをみだりに変更してはならない。ただし、軽微な変更について、町

長が認めた場合は、この限りでない。

4 賞状等の使用に関する責任は、全て使用者が負うものとする。

(使用取消)

第8条 町長は前条各項に規定する遵守事項が守られていないと判断したときは、使用的許可を取り消すことができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。